補助金適正化に関するガイドラインに基づく現況調査の結果について

企画振興部 地方創生推進課

　日田市では、平成29年12月に策定した「補助金の適正化に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」に基づいた、補助金の適正な運用を進めています。

ガイドラインでは、補助対象期間は３年間を基本としたうえで、各補助金については、３年に１度、事業の効果や必要性の観点から見直しを行い、「更新」あるいは「廃止」を判断することとしており、本年度は令和２年度予算に計上されたもののうち、交付開始から３年を超える補助金（平成30年度以前に創設された補助金）について現況調査を実施し、その調査結果について以下のとおりまとめました。

１．調査の概要

（１）調査の目的

「補助金現況調書」により、ガイドラインに基づいた自主点検を行うことで、改善が必要な事項を洗い出すとともに、各補助金において適正化の方向性を定めるもの。

（２）調査の対象

令和２年度時点で制度として存在する一般会計及び特別会計の補助金のうち、団体運営費と事業費補助金に位置付けされる144事業の補助金で、交付開始から３年を超える（平成30年度以前に創設された）131事業の補助金。（19節「負担金・補助及び交付金」のうち「補助金」に該当するもの）

※要綱の整備については全事業対象

２．調査による適正化のまとめ

（１）補助金の分類

調査対象の補助金については、ガイドラインに基づき、以下の表のとおり分類して整理を行いました。

【一般会計及び特別会計】　　　 　　　　※太枠内はガイドライン適用範囲

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大分類 | 小分類 | H29補助金 | 見直した補助金 | 新規 | R2補助金 | R3補助金 |
|  | うち廃止 |
| 制度的補助金 | 国・県等の制度の基づく補助金 | 48 | - | - | - | 40 | 47 |
| 政策的補助金 | 個　人補助金 | 政策的に個人に給付する補助金 | 70 | - | - | - | 66 | 74 |
| 団　体補助金 | 団体運営費補助金 | 40 | 17 | 2 | 2 | 40 | 40 |
| 事業費補助金 | イベント補助 | 13155 | 3 | 1 | 2 | 14144 | 14143 |
| 建設事業費補助 | 9 | 3 | 3 | 3 | 9 | 8 |
| その他事業費補助 | 93 | 54 | 22 | 10 | 81 | 81 |
| 義務的経費や交付金など、今回の適正化の対象外としたもの | 49 | - | - | - | 56 | 56 |
| 計 | 322 | - | - | - | 306 | 320 |

3．令和２年度までの見直しについて

　　今回の補助金現況調書で把握した、前回調査時点からガイドラインに基づく適正化の取組みについては、以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 改善事項 | 適正化の主な取組 | 件数 |
| 交付要綱の未整備 | 補助の目的、補助対象経費や算定基準等を明記した交付要綱が整備されていない。 | ・補助金交付要綱が整備されていない事業のうち、廃止予定等の事業を除き、ガイドラインに基づいた交付要綱の整備を行った。・要綱を見直し、対象団体、事業内容及び実施期間を明確化し、定期的な事業検証を行うこととした。 | 34件 |
| 補助対象経費 | 団体の決算書において、ガイドラインで認められていない経費（特例を除くもの）が存在する。【例：飲食費、慶弔費など】 | ・ガイドラインで認められていない経費について、交付対象経費から除外するよう見直した。・市の補助金以外に自主財源を確保している団体については、交付要綱を見直して対象経費を定めることで補助金額の算定根拠を明確化した。 | 15件 |
| 廃止 | 補助制度の目的に沿って設定した補助金交付期間をもとに、廃止を含めた見直しが必要。 | 目的の達成、あるいは、当初予定していた補助金交付期間の終期を迎えたことから、補助制度を廃止した。 | 28件 |

4．今後の取組

　　今回の調査で把握した「適正化の方向性」については、毎年の実施計画や行政評価などにおいて、廃止や見直しに向けた進捗状況について確認を行っていきます。

また、補助金については、３年ごとに改めて事業効果や必要性の観点から見直しを行い、交付期間継続等について判断を行っていきます。

なお、適正な補助金執行を行っていくためには、全庁的なガイドラインの遵守が必要なことから、既存の補助金については、ガイドラインに沿って適正化を行い、新たに補助制度を創設する場合はガイドラインに沿った補助制度にするよう徹底していきます。